

令和元年11月7日（木）
松山市民会館 大ホール

令和元年度愛媛県人権・同和教育研究大会の開会にあたり、挨拶を申し上げます。
本日は御来賓の皆さまをお迎えし、また、県内各地からこのように大勢の方々にご参加いただき、本大会を開催できますことを、心より感謝申し上げます。

さて、今年は、本研究大会が1969（昭和44）年に「第1回愛媛県同和教育研究大会」として開催されてから50年目を迎えます。

これまでの部落差別の解消に向けた取組を振り返りますと、明治4年、「解放令」が出され、大正11年には「全国水平社創立」、そして、昭和40年の「同和対策審議会答申」に続き、昭和44年には「同和対策事業特別措置法」が施行され、当時、産声を上げたばかりの本研究大会は、全体会のみで、組織としてもまだ弱々しいものでありました。

しかし、その後50年の間に、私たちは部落差別の解消を目指す教育を「同和教育」として構築し、被差別の立場に立った強いつながりを築き上げ、このように大勢の皆さまが集う会へと発展させてまいりました。そして、平成28年、「部落差別の解消の推進に関する法律」が出され、まさに今、再び大きな転換期を迎えています。部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消し、全ての人の人権が尊重される社会をつくるために、これまでの教育の成果をどのように生かし、広げ、深めていくのかが問われています。

本日の分科会におきましても、県内各地で取り組まれた様々な実践が報告されることとなっています。50年前に私たちの先達が蒔いた同和教育の種を、大きく花開かせることができますよう、お集まりの皆さまには、それぞれのお立場からこれまでの実践や思いを出し合ってください、人権尊重の意識をさらに高め、ともに差別のない社会の実現を目指したいと存じます。加えて、本大会が、今後の人権・同和教育の推進に確かな展望を切り拓く契機となることを、心から願っております。

結びに、ご参会の皆様のますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、開会の挨拶といたします。